広報五城目
発行所　秋田県五城目町役場　編集　総務課
印刷所　能代市・五城目（電話・小沢印刷所）501番）

濃緑

わずかに青空を見せたかと思うと、すぐ黒い雲が墨を流したように広がり、低く垂れこめては雨を降らせる。家々のあちこちの隅には白いカビが生え、大きな図体をした油虫が壁のあたりを走り廻る。ワイシャツのえりも首筋を冷たくさせてじわじわ湿気をしみこませてくる。すべてが陰気くさい。

田植を終った田園はますます緑の色を濃くし、除草に見られるあちこちの姿の白いほおかむりの手拭と、赤い腰帯がくっきり緑に浮いているのが、せめてものうるおいである。

しつこい梅雨も七月のはじめ頃ともなれば、いつか雲の色も白く、空の一隅へと押しやられ、やがて待ちこがれたように、太陽がギラギラ輝きはじめ、風鈴の音も涼しく聞かれるようになる。

6月の税金
町民税 第1期
納期は6月末日です

へき地へ「保育所、診療所」など新設
―定例議会招集される―

五城目町議会定例会は、へき地保育所、へき地出張診療所の新設案、追加予算案など十一案件審議のため、六月十四日午前十時役場第一会議室に招集された。

◇会期と日程
6月14日＝開会、町長施政説明
一般質問、予算案以外の議案上提、質疑応答、委員会付託
6月15日＝予算案上提、質疑応答、委員会付託。
午後より各委員会開催。
6月16日＝午前中各委員会開催
午後より本会議（委員長報告議案の採決、閉会）

◇提出された主な議案
○国民健康保険条例の一部改正する条例（出産したとき支給する助産費の千円を二千円に改めるもの）
○町税賦課徴収条例の一部を改正する条例（地方税法の改正に伴って、町民税、電気ガス税、タバコ消費税、木材引取税等の一部を改正するもの）
○へき地保育所の設置（馬場目出張所内旧馬場目出張所へ内川保育所を、内川保育所へ内川出張所をそれぞれ設置するもの）
○へき地出張診療所の設置（馬場目杉沢へ杉沢へき地出張診療所を新設するもの）
○予算外義務負担について（第二室戸台風の被害農家に天災法に基く融資を行なう富津内、内川、大川の各農協に対し利子補給と損失補償をなすもの）

◇密　附　採　納　三件
①映写用スクリーン一個、同暗幕一式、ラジオ四台（五城目幼稚園備品、寄附者36年度修了園児保護者一同）
②絵画「男鹿早春」額縁付一点（五城目幼稚園備品として、寄附者　児玉　順）
③水道配管と噴水装置一式、三万円相当のもの（富津内西小に施設。寄附者　富津内西小PTA一同）

◇陳情請願七件も審議
かねて町長と町議会議長あて提出されていた次の陳情、請願七件も今議会で審議された。

◇請　願　一件
①馬場目小、中学校共用運動場の拡張整備について（請願者　馬場目中、同小PTA会長）

◇陳　情　六件
①産米改良推進費の助成について（陳情者　大川農協組合長ほか四名）
②馬場目小学校間伐を当分あわせてもらいたい（陳情者　馬場目小PTA）
③共有財産の払下げについて（陳情者黒土部落代表六名）
④農道用橋の新設について（陳情者野ノ下才関係者代表）
⑤杉沢北ノ又間の道路工事促進について（陳情者　同地部落代表七名）
⑥通学道路の補修及び町道編入について（陳情者　杉沢小、中学校PTA会長外三名）

議長就任のことば

五城目町議会議長　佐　藤　邦　彦

去る五月二十三日の町議会で議長に就任いたしましたので、町民の皆様に謹んでご挨拶申し上げます。

地方自治制はいうまでもなく住民の福祉のために行われるべきものであります。住民自身の意思に基づいて組織づけられる議会は臨海工業地の計画、いま干陸しようとする八郎潟、また着工されつゝある萩形ダム、河川改修など斯様にわれ〳〵の周囲を見ましても、前途は幾多の問題が山積みしております。従って五城目町としても町政の充実と進歩発展のためおくれをとらぬよう計画的に施策するとともにあらねばならぬと存じます。

このあらねばならぬと存じます町にはそれ〴〵決議機関としての議会と、執行する機関としてのこれを執行する機関としてのものがありますが、互いの均衡と調和のうえに立って代表民主制の公正妥当な運営と期し町勢の進展に寄与したいと念願いたしますと何分のご教示とご支援を賜りますようお願い申し上げる次第であります。

刻々変貌してまいっております

日米親善 高校レスリング大会開催

きたる七月十日午後三時より本町第一中学校体育館で「日米高校レスリング秋田大会」が開催される。

これはアメリカ合衆国オクラホマ州コロラド州の高等学校十校より選抜せられた各クラスの優秀選手十二名に引率者三名計十五名が来町し、左記日程により秋田県高校選抜選手と親善試合が展開される。本町にとっては、はじめて迎える外国選手であるだけにできるだけの好印象を与え、今後交流の基盤をつくりたいものと、その歓迎に種々構想を練っている。

記

○七月　十日　羽田空港到着
　東京都内見物
○七月十一日　選手団出迎着出発
○七月十四日　選手団出迎着
○七月十六日　午前九時四十八分急行男鹿号にて秋田駅到着　県庁訪問、知事に挨拶後、男鹿観光、夕刻知事の歓迎会出席、終了バイヤーで来町石川旅館宿泊。
○七月十七日　午前中宿舎で休養午後三時開会式、引続試合開始午後五時半閉会。
　午後六時　本町歓迎会

午後七時　本町発、秋田市ニューグランデホテルへ宿泊。
○七月十八日　午前八時十分秋田駅出発（次回開催地新潟向）
なお今回は東京大会⑭、神奈川大会⑮、秋田大会⑯、新潟大会⑰、富山大会⑱、関西大会⑲、関東大会⑳と全国八ケ所で開催され、この会場でも相当の入場料で開催されているが、本町ではレスリングを広く理解してもらいたいことと国体に示された郷土愛の謝礼をかねて無料で公開する。
町民各位の心からの歓迎をおねがいする。
尚、出場する選手役員の氏名は次の通りである。
米国選手団長＝T・M・ラムリイ（全国レスリング協会役員　オクラホマ州体育協会長　米国オリンピック委員）
〃コーチ＝シャーマン・ティラー
〃マネージャー＝アレン・パーテン
〃選手＝シック・ディロック　以下十二名
日本選手団
〃監督天野　繁　秋商教諭
〃コーチ、マネヂャー未定
〃選手中井光雄（飯田川下虻川出身体重二位入賞）以下十二名。

主催　全国高等学校体育連盟　日本アマチュアレスリング協会　秋田県教育委員会　五城目町

日　時　37年7月17日　午后3時
場　所　本町第一中学校体育館

米国選手、日本選手　目抜通りを行進

日米高校レスリングに対する関心と、はじめてお目にかゝる米国選手の歓迎熱意ごとに高まっているが、町では七月十七日（大会当日）午前十時から次の順で町内行進を行う。
先頭ブラスバンド（五高・一中）→米国選手団、日本選手団、藪箱隊（一中、五小）コースは次の通りである。

五城目小学校→駅前→秋田山前→古川町（横町）→新丁（奈良商店角）→新町→上町通り→畑井理髪店小路→下町通り→福藤寿角→中央公民館前→五城目小学校。
なお、出発の合図はのろしをもってお知らせする。
当日は上町の市日に当っているが、町内行進のじゃまにならぬよう協力していただきたい。

チャンピオンめざして
五高レスリング猛練習

昨年の国体、このたびの日米高校レスリング大会と各種レスリングの大会が本町で開催されておるが、地元の選手がみえないのはさびしいという町内有志の話がもり上り地元高校である五城目高校では去る五月十日現在一年生が五名、三年生が四名計九名で、毎日放課後一心に練習をつんでいる。
指導には小玉合名会社の石川氏、相互銀行の杉田氏等、国体出場の経歴を持つ名手が熱心に当っている。
はやくも今秋秋田市で開催予定の県大会での活躍が期待されている。

高松宮杯争奪
東北レスリング大会も引つづいて

日米高校レスリング大会を終えて間もなく七月二十九日、東北高校レスリング大会が同第一中体育館で開催される。
この大会は、昨年国体レスリング大会開催に当って御来町になられた高松宮殿下が、全国優勝を記念されて御寄贈なられた純銀製優勝杯の争奪をめぐって上に展開されるようである。
この大会には、青森秋田、山形、宮城四県の精鋭が出場し、国体以上の激突が期待されている。（秋田県はニチーム六チーム出場の予定）

心配ごと相談所開設 ……六月一日より……

町民の心配ごとの全部について、個々に相談をうけ、問題の円満な解決をはかるため一心配ごと相談所」が店開きした。

相談所は当分の間、役場内に設けられるが、六月一日以降の毎週水曜日午前十時から午後三時まで、相談を受けることになっている。相談所員並びに協力員は次のとおりであるが、いずれも、如何なる問題についても懇切丁寧に相談に応じ、個人的な秘密は絶対に守られるので、心配ごとのある向は安心して、利用されるようお知らせする。

既に相談所員さんも、思ったより多く、関係者も張りきって相談に応じている。

五城目福祉協議会会長　辻　米夫
五城目町婦人連合協議会会長　北嶋　ヒサ
民生児童委員総務　沢田石広治
民生児童委員　〃　小玉　テツ
学識経験者　〃　畠山松太郎
〃　〃　笹川　久一
〃　〃　阿部　徹英
〃　〃　藤本　祐器
〃　〃　早坂　正堂
〃　〃　伊沢　正信
〃　〃　田口耕市郎
〃　〃　大村　仙福
〃　〃　伊藤英次郎
町住民課長　三浦清三郎
協力員　浜辺　信義
弁護士　矢尾千代雄
五城目警察署長　辻　米夫
湖東病院長　今村久吉郎
五城目病院長　加藤　裕
五城目高等学校長　赤沼　鉄也
秋田福祉事務所長　田口勝四郎
五城目警察署次長

杉沢へき地出張診療所 …開設準備中…

へき地の無医地区に国保補助金を得て開設される診療所として我が町では杉沢地区がその条件に該当するので、過般来、その設置について協議がなされていたが、国庫補助金の見通しも明るくなったので、いよ〳〵その開設準備にとりかかることになった。

設置予定場所は、杉沢部落の公民館の隣りにある木炭倉庫を解体してその跡地に延二十五坪の立派な診療所を新築する。

親元病院は湖東病院で、当分の間毎週一日親元病院から医師が出張して診療に従事する予定である。診療所にはレントゲン機械も備付けられる予定で、これが実現すると、今まで冬季間半年にも亘ってバスの便もなく、病気等が出た場合、地元住民のうけた精神的、物質的の苦痛と重負担が解消され、加えて平素の環境衛生面の技術的向上は期して俟つべきものがあると大きな期待が寄せられている。

へき地保育所

内川と馬場目二地区に

山間部のへき地において、施設に恵まれない幼児たちを保育する目的で「へき地保育所」が開設されることになった。

さし当り内川旧支所と馬場目旧支所の建物を改造して二ケ所に開設されるが、両保育所とも収容定員は三十名以上（希望者は全部入所させる）という分の間小学校入学前満四・五才幼児の二年保育となっている。

事業開始は県の認可を待ち、七月一日を予定している。

生ワクチン投与

好成績に終了

昨年八月と今年三月実施された生ワクチン投与に引続き、Ⅱ型混合生ワクチンの投与が、五月中に実施された。該当者は生後半ヶ月から現在中学校の一年生までヾ、投与予定者五二〇名、中四四三名が投与を受けた。折柄農繁期中のことゝて、心配されたが、町民の関心の深い事がらだけに、投与率も八五%の好成績を収め、その後、六月十四日に、未投与者に再投与が実施されているので、九〇%を越える成績であった。

このところ町内在住の善意の人々からの温かい寄付が相ついでいるが、このたび又少年少女の篤志寄付があり、関係者を大へん感激させている。

これらいずれも警察署や役場へ「貧しい家庭のお友だちにあげて下さい」と送られて来たもので、非行青少年問題が大きく取り上げられている折柄、このように美しい心をもった青少年も数多いことを再認識させられて嬉しい限りである。

嬉しい悲鳴 ―続々と

少年少女の篤志寄付

◇贈られた金品は

内川地区の匿名二少女から現金二〇〇円、大川地区某少年から中学校一年から三年までの参考書七〇冊、M・K と言う少年か少女らしい匿名から現金一〇〇円となっている。役場住民課では、早速目的に添うようそれぞれ手続をとった。

季節のあゆみ

ツユに息づく花

暦の上では十一日がツユ入り気象からいうと北のアリューシャン万面からの高気圧がはり出し、南シナ海方面からの小笠原気団が北上して日本のあたりで突っぱり合い、逃げ場を失った低気圧がすわりこんでツユとなるということだ。

ツユ入りというとたしかにツユはうっとうしい。〝もまた雨の降るごとく〟といったロマンックなものではない。気持が滅入るし、食べ物はくされやすく、ツユはたしかに私どもの〝健康の大敵〟になるおそれがある。

しかし、池の田端に咲くハナショブ、道端に咲く野アザミの紫、庭の片隅のアジサイ、色づいたサクランボなど、ツユの細い雨と切り離しては片手落ちで、ひやゝかにツユにぬれた風情は、いっそうあざやかな美しさを見せてくれる。

自然にとけ込んだ明るさで、ツユに負けずにものを見ていくことが大切であるようだ。

（三浦住民課長記）

国民年金一年のあゆみ

昨年四月から、拠出制国民年金の保険料納付制度が始められ、制度は新しいだけに、相当の啓蒙宣伝に努めたが被保険者の理解の点で町全体の納付成績は初期の目標である八五%には達しなかった。その後年金法が大幅に改正され、被保険者の有利となった点と、年金制度に対する理解で、三月末の四二%に対し四月末には七一・八%（県の集計）という納付の高率を示している。しかし本町の順位は全県七二市町村のうち四七番目という低率であったことは、今後住宅改良、福祉施設などに対する融資の面にも大きな影響をおよぼすので、過年度分（二十六年度）並びに、新年度分の保険料については、計画的に納付するようにしていただきたい。

◇納付は組合組織で

保険料は法の定めるところによって、義務づけられているのでこれを計画的に納めるために、その地域ごとに納付組合を組織するのが、いちばんよい方法で現在本町には、富津内地区で、下山内部落、上山内部落、富田第一、第二、第三、第四組合で全戸加入、台、御蔵下部落、落合部落、高千部落、馬場目地区、合地部落、門前部落、蓬内台部落、内川地区、黒土部落、小倉部落、湯ノ又羽立組合、浅見内谷地田組合、第一組合、町部で田町有志組合と、全町で一八組合が設立されている。このうちもっとも成績の良い組合は、高千部落がトップで三月末一〇〇%完納した。それに続いて部落、合地部落、門前部落、小倉部落がそれ〴〵完納した。

昭和36年度 国民年金保険料の納付成績

（昭和37年4月30日現在）

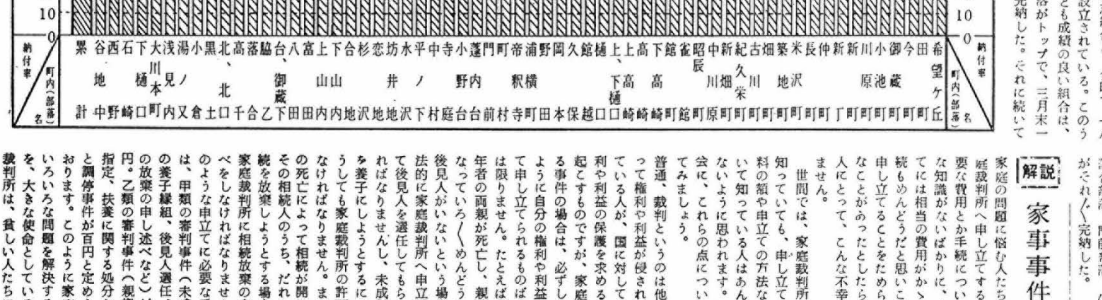

解説 家事事件申立てのあらまし

家庭の問題に悩む人たちが、家庭裁判所へ申し立てるのに必要な費用とか手続については十分な知識がないばかりに、申し立てには相当の費用がかゝり、手続もめんどうだと思いこんで、申し立てることをためらうようなことがあったとしたら、その人にとって、こんな不幸はありません。

世間では、家庭裁判所の名は知っていても、申し立ての手数料の額や申立ての方法などについて知っている人はあんがい少ないように思われます。この機会に、これらの点について述べてみましょう。

普通、裁判というのは他人によって権利や利益が侵されて困っている人が、国に対してその権利や利益の保護を求めるために起こすものですが、家庭に関する事件の場合は、必ずしもこのように自分の権利や利益に関して申し立てられるものばかりとは限りません。たとえば、未成年者の両親が死亡し、親代りになっていろ〳〵めんどうをみる後見人がいないという場合は、法的に家庭裁判所へ申立てをしなければなりません。未成年の子を養子にしようとするには、どうしても家庭裁判所の許可を得なければなりません。また、親の死亡によって相続が開始し、その相続人のうち、だれかが相続を放棄しようとする場合には家庭裁判所に相続放棄の申し述べをしなければなりません。このような申立ての事件は、甲類の審判事件（未成年者の養子縁組、後見人選任、相続の放棄の申し述べなど）が五十円、乙類の審判事件（親権者の指定、扶養に関する処分など）と調停事件が百円と定められております。このように家庭内のいろいろな問題を解決することを、大きな使命としている家庭裁判所は、貧しい人たちにも門戸を大きく開いております。

手続もまた申立ての際には、手数料のほかに関係人を呼び出すための費用として、普通・甲類の審判事件は、三・四十円。乙類の審判事件は、調停事件とも、八十円程度の支払を必要とします。

申し立てをするには、必要な事がらをそれに書きこむだけで簡単に申立てができます。申し立て用紙を受付に備えつけておいて、希望者には実費で分け申立てをしようとする人の便宜に供しています。そのほか、口頭で申立てをする方法もあります。なお家庭に関する事件では、その性質上必ず戸籍がどうなっているかを知る必要がありますから、家庭裁判所へおいでのときは、関係人の戸籍謄本抄本を持参していただきたいと思います。

このように、家庭裁判所の手続きは、費用もあまりかかりませんし、弁護士を頼まなければ手続ができないということもありません。家庭に紛争が起った場合はもとより、家庭裁判所へ申立てをしなければならない事がらは、家庭裁判所を十分利用していただきたいと思います。

へき地保育所 記事の誤報

六月十二日発行の湖東新聞紙上に掲載された「へき地保育所」の記事の中に『その定数の枠も三十人と限定している。地域の実情からみても希望者が多いときは公正な審査と抽せんによって抽び出すことになっている。』とあるのは誤報で、三十人以上の定員は原則であるが、希望者は全部入所させる方針である。従って『審査とか抽せんで決めるということ』は全くないので誤解のないようお願いします。

ただし、病気、その他で通えない者はのぞかれます。

昭和三十六年度保険料納付成績はグラフのとおりである。

ボランテイア

五城目地区会議結成さる

去る六月十五日中央公民館でボランテイアの地区会議が結成された。

ボランテイアとは、個人が自分の余暇を利用して社会福祉のために無報酬で奉仕することを意味し、この崇高な使命のもとに現在数多くの青年たちが各地で活躍している。当町でも、このような意識にめざめた青年たちが相つぎ、今回の地区会議を結成する運びとなった。当面の目標は青少年の非行防止を主眼としているが、今後五城目地区ボランテイアの活躍が大いに期待される。会員は次のとおりである。

阿部孝順（内川）畑沢敏郎（〃）沢田石亀雄（〃）石井征明（〃）畠山啓作（富津内）佐々木義宣（馬場目）小熊秀勝（大川）加藤豊（五城目）伊藤幸子（〃）本間弘之助（〃）館岡市之助（〃）館岡一（〃）館岡国雄（〃）

万一の火災に備えて消火訓練

＝蓬内台火災予防組合＝

町消防本部では、無火災町をめざして各町内、部落ごとに火災予防組合の結成をよびかけておる馬場目蓬内台部落では部落民の一致した熱意から、さる四月火災予防組合（会長宮城元）結成した、消火訓練にはげんでいる。その外、いままでに全町で二十三の火災予防組合が結成されている。

（消火訓練）

炉および「かまど」の管理は充分に

この度五城目町の火災予防条例があらたに制定されたので、その中の一般家庭に特に関係のある分を抜すいしましたので、自分の家の火気の使用、取扱、設備等ぐらべ火災予防上支障のないように努めよう。

◎五城目町火災予防条例の抜すい

一、目的

この条例は消防法の規定に基き、五城目町における火災予防上必要な事項を定めたものです。

二、炉及びかまどの位置と構造の基準

1 可燃物が落下し又は接触するおそれのない位置に設けること。

2 屋内に設ける場合にあっては土間又は金属以外の不燃材料で作った床又は台上に設けること。

3 使用に際し火災の発生のおそれのある部分は不燃材料で作ること。

三、炉及びかまどの管理の基準

1 炉及びかまどの周囲は常に整理、清掃に努めるとともに燃料その他可燃物をみだりに放置しないこと。

2 炉又はかまど及びその附属設備は常に点検を行ない、火災予防上有効に保つこと

3 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。

四、ストーブの位置、構造、管理の基準は炉及びかまどの規定を準用する。

五、ストーブ、かまど及び炉の煙突の位置、構造は次による

1 煙突の構造又は材質に応じ支わく、支線、腕金等で固定すること。

2 煙突の屋上突出部は屋根面からの垂直距離を六十センチメートル以上とする。

3 煙突の高さはその先端から水平水距離は一メートル以内に裏物の軒がある場合は、その軒から六十センチメートル以上高くすること

4 金属製又は石綿製の煙突は小屋裏、天井裏、床裏等に金属以外の不燃材料で防火上有効に被覆すること。

5 金属製又は石綿製の煙突は木材その他の可燃材から十五センチメートル以上離して設けること。

6 可燃性の壁、床、天井等を貫通する部分は眼鏡石をはめこみ又は遮熱材で有効に被覆すること。

7 薪、石炭、その他固体燃料を使用するストーブにあっては不燃材料で造った、たき受けを付設すること。

六、こんろ及び移動式のストーブの取扱基準は次のとおり。

1 燃料の性質等に応じ可燃物から安全な距離を保つこと

2 不燃性の床上又は台上で使用するものはこの限りでない。

3 故障し又は破損したものを使用しないこと。ただし安全な構造のものはこの限りでない。

4 こんろ又は移動式ストーブの周囲は常に整理、清掃に努めるとともに燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。

5 液体燃料を使用するこんろ又は移動式ストーブにあっては使用中に燃料を補給しないこと。

七、火消つぼは完全なふたのあるものを使用し、破損、亀裂のあるものは使用しないこと。可燃物より安全な距離を保ち土間又は不燃台上に置くこと

八、アイロン、電気コンロ及びその使用について。

1 アイロン、こては使用中に可燃物の上に放置してはならない。

2 故障し又は破損したものを使用しないこと。使用後は電源を完全に取り外すこと。

九、屋外のたき火について。

1 たき火をする場合においては、その旨消防署長に届出し消火の設備して行なうこと。可燃物の近くにおいて行なわないこと。

十、火災警戒発令中の火使用の制限について。

1 山林、原野、屋外にて火入及びたき火をしないこと。

2 屋外の可燃物附近で喫煙をしないこと。

3 残火（たばこの吸殻を含む）取灰、火粉は完全に処理すること。

日赤巡回診療班来町

杉沢無医地区に

このたび日本赤十字社の巡回診療班が杉沢地区を対象に来町日頃医療機関に恵まれない同地区の住民の一斉健康診断を実施することとなった。

期日は六月二十六日の午後一時から五時まで杉沢公民館で実施することになっているので、杉沢地区のみなさんできる限り数多く診療をうけられるよう希望尚、診療費は一切無料である。又同日の受診から午後九時半頃まで衛生思想普及の幻灯会も併せて実施される。

7月1日現在で二つの統計調査が行われます

【就業構造基本調査】

就業構造基本調査は7月1日現在で、わが国人口の就業、不就業の基本的構造、すなわちわが国人口のうち実際に働いている人はどれくらいあって、どんな産業や職業で、どれくらいの時間働いているか、また、その収入はどれくらいになっているかなど、国民の就業の仕方についての基本的な状態を明らかにして経済計画をはじめ雇用失業対策など各種施策のための基礎資料とするものです。

なお、この調査は任意抽出法によるものであり本町では次の五ヶ所が指定になっています。

(1)面潟野田　(2)下夕町(１３０～１６１の部分)
(3)下夕町(９４～１４２の部分)(4)下夕町(６７～２３５の部分)
(5)下夕町(２～２６７の部分)上町(２４～４２の部分)鵜ノ木の一部

【商業統計調査】

7月1日を期して通商産業省主管の第六回目の商業統計調査が行なわれます。この調査の目的は、商業全般の実態を把握して、適切な商業政策を立てる上の基礎資料とするものであります。

商業関係みなさんのご協力をおねがいします。参考までに前回調査された本町の商業活動状況を示すと次のようになっています

（商業状況）

区分	商店数	従業者数	商品年間販売額	商品手持額
甲	32	209	304,548	68,117
乙	240	470	343,868	40,634
丙	26	83	24,499	
計	298	762	672,915	108,751

注　甲＝法人組織による商店および常用労働者を使用している個人経営の商店
乙＝常用労働者を使用していない個人経営の商店
丙＝飲食店

会と催し

◆病害虫防除協議会、役場会議室　6月25日
◆五城目町青少年健全育成大会　役場会議室　6月26日
◆日米高校レスリング大会東北高校レスリング大会実施について　役場会議室　6月中旬～下旬
◆馬場目、内川、保育所入所式　各保育所　7月上旬
◆五城目地区遺族会、役場会議室　7月中旬
◆五城目地区仔牛品評会　町家畜センター　7月5日
◆五城目地区夏期家畜市場　町家畜センター　7月8日
◆伝貧馬一斉検査の実施　馬場目、7月16日　内川、富津内、7月18日　五城目、大川、7月20日
◆水稲病害虫防除襲技次第　旧五城目地区内　7月10日頃の予定

気軽るにおさめられる納税組合 (四)

(四) 納税組合助成費について

納税組合の助成費は、昭和三六年度分から正式に、法的組合について助成率が一％づつ引上げられいまでは全戸加入組合は三％、任意加入組合は二％であった。

(四) 前納組合員に対する督促手数料、延滞金について

督促状は納期限後二十日以内に発付される。これは納税組合員でも同じことで一通につき二十円、延滞金は納期限の翌日から納付の日まで日歩二銭（百円につきの割合で計算した金額が徴収される）ただし納税組合員については十一月末日までは督促手数料、延滞金は減免されるが十一月末日をすぎると、この特別措置はなくなる。

(四) 前納報奨金について

町税を納期前に納付したときは月一分の計算で前納報奨金が交付されます。

○全戸のこらず納税組合に加入して気持よく納めるようにしましょう。

被保険者数の増減に伴って国保税の課税額がかわります

国保税は世帯主を納税義務者とする世帯主課税を採用し、四月一日現在で世帯人数、納税義務者が確定して税金が賦課されます。課税後、納税義務の発生消滅を伴わない世帯内の人員の増減については税額の変更は行なえないものとされています。

したがって四月一日以後は納税義務に関係のない世帯員が他町村転出し、又他の保険に加入した場合は国保税は減額されないことになり、逆に他から転入（加入）した場合増額されないのです。

そうすると世帯員の転出入は国保税に関係のないように感じられます。しかし健康保険関係法令で世帯内人員の移動（資格得喪）について「十日以内」に届出るよう義務づけておりますことによって国保事業が円滑適正に行なわれる手段としてとられるもので、被保険者台帳に登載（抹消）され、又明年四月一日現在で国保税の課税の根拠となります。

国民健康保険は国民皆保険制度により、地方公共団体の行政区域内に居住する者（社保加入は除く）は届出に関係なく、その公共団体から給付を受ける権利があり、国保税はその権利に対して課税するものであります。届出しないと台帳の整備ができず二、三年前に転出した者が課税されていたり、社会保険から脱けたままになって課税されなかったりします。

課税後は発見された場合、さかのぼって課税されます。

いま一度、皆さんの手許に配付された令書をご覧下さい。もし課税の根拠となった人数と家族の人員と違いありましたら、印かん入と保険証を添えて住民課窓口に届出なければなりません。そうすれば四月一日現在の実際の人数となり、国保税も修正されます。

税務課

赤十字募金の消化に ご協力下さい

先回お願いしておきました日本赤十字社の地域強調の一端として今回昭和三十七年度赤十字募金運動が開始され、各町内部落会、婦人会を通じてお願いする予定でありますので、赤十字精神の理解と原則をご理解下さって力強いご支援をお願いいたします。尚本年度の当町の目標額は昨年の九、二％増の二十五万八千二〇〇円となっています。

〔お〕〔知〕〔ら〕〔せ〕

国民年金保険料の免除申請は七月二日まで

次の事項に該当する人は免除されます。

(1)現在障害年金、母子年金、沓扶助受給者、らい患者

(2)五人世帯で農業の場合、前年一ケ年の収入が十六万円程度日雇は十八万円、その他は二十万円程度までは申請によって免除をうけることができます。

○**田植用助成金の特殊酒類使用が廃止になった**

従来税務署で取扱っていた田植、および刈取用の特殊酒類配給の制度は酒税法の改正により三十七年度からなくなりました。

○**町税、ごみ処理など各出色で発行の領収書はありません**

町税、水道、住宅、ごみ処理の各領収書は年度ごとに色別することになり、今年度はあい色でした。

領収書は永久に保管して下さい。

○**日米高校レスリング大会を実施でおねがいします**

町では、今回来町する米国選手に対するおみやげ品として郷土の名物、森山と秋田杉の灯篭を配し、羅進する五城目を図案化した、四ヶ五色で図柄に絵羽模様のんてん（生地はギャバかブロード）を贈ることになっていますが、一般の方にも希望者には実費で頒布しますから代金一、〇〇〇円を添えて、七月五日（緑守）まで役場内日米高校レスリング大会係まで申込み下さい。

五城目地区
少年保護育成運営委員会
――活動いよいよ活発化【2】――

最近青少年保護及び健全育成対策が大きく、しかも真剣にとりあげられて来た。しかしそれにしても、戦後十七年にしては遅すぎたこと甚しい。もちろん今まで全々手をつけられなかったというのではない。去る五日（火）県民会館において、秋田県青少年健全育成大会が二千人の関係者を集めて開催されたのを契機に、各市町村では今からでも抜本的対策を構じ、具体的な対策行動を起すべきであろう。

さて本町五城目地区少年保護育成運営委員会の改組新発足については本紙先号でお伝えしたのであるが、今回はその具体的な組織と活動内容についてふれてみたい。

専門部の活動事項

◎補導部
1 各種行事、催し物の時期中心に街頭補導の実施（お祭り、七夕、盆踊り、お正月など）
2 各補導ケースについて、学校、職場、家庭など関係機関との連絡、協調。
3 各補導機関等よりの委託及び連絡された各ケースについて、事後補導をする。
4 補導ケースの検討及び事後対策の実施

◎環境調査部
1 少年保護育成運営委員会に関する基礎的資料の収集及び研究調査
2 各専門部より委託された事項の調査研究及び答申等
3 少年に有害なマスコミ、その他環境の是正措置
4 少年の福祉を害する成人の発見、並びにその措置

◎広報部
1 運営委員会及び少年補導等に関する広報活動（町広報などを活用して）
2 各種広報関係機関との連絡調整

などの事業を計画されているが、七月に予定している行事は次の通りである。

▼七月の行事
1 小、中学校児童、生徒と委員と語る会
2 幻燈会開催。
3 各学校（PTA、校外指導協議会）との連絡協議会開催。
4 夏季休校中の児童、生徒に対する街頭補導実施。
5 運営委員会広報発行
6 補導技術講習会開催（講師県警本部補導官）

特に今年から少年の行事で大きく検討されているものに「七夕祭」がある。これは従来小中学校の教師と、町内会の指導協力を得て、児童、生徒の責任において催して来たものであるが、この「七夕祭」について昨年の少年委員会において問題となり子供の楽しい夢の行事として残すためには、五城目公民館が中心となって行なわれるようにと強い要望があったので、五城目公民館では後日関係機関、団体と協議して最も好ましい方法で実施したいものと考えている。

さらに去る一日（金）に常任委員会を開いて㈠五月行事の反省検討をした中で、○五城目地区祭典を中心とした補導活動状況では、別にたいした事件も事故もなく、静かで和やかな祭典であったが、未成年者の喫煙、飲酒が多少あったことで（大多数は他町村から来遊していた者であったが）こんなことも知や大人の青少年の健全育成に対する無関心であることを強く指摘されていた。続いて、㈡六月の行事では○要補導家庭の環境調査を中心に、具体的な活動を展開することになっているが、今後季節的にも犯罪の多くなる時期でもあるので、住民みなさんの「心の鍵を固くしめる」ことと、少年保護育成活動に一層深い関心と資料の提供等積極的なご協力をお願いしてやまない。

尚、少年保護育成運営委員会の構成メンバーは次の通りである

◎正副会長、委員、常任委員
会長　分銅　端俘（紀久栄町）
副会長　渡辺　正（古川町）
同　佐藤　貞（同　）
○委員長　長谷川定作（仲町）
○同　千葉　金蔵（畑町）
同　築地　富美（久保）
○同　川端　ウバ（畑町）
同　川村　アヤ（川原町）
同　川上　哲也（畑町）
○同　加藤　豊（長町）
○同　田口　哲次（館町）
○同　伊藤　幸子（畑町）
○同　伊藤　幸作（館町）
○同　伊藤　富司（古川町）
○同　石川　義雄（杉沢）
○同　小松　正直（館町）
同　安東　誠（川原町）
○同　阿部　三郎（富津内）
同　菊地耕二（紀久栄町）
同　三浦清三郎（昭辰町）

⊙専門部
○補導部
▽田口　哲次　川端　ウバ
川村　アヤ　川上　哲也
加藤　豊　伊藤　幸子
伊藤　幸作　石川　義雄
小松　正直
○環境調査部
▽菊地　耕二　築地　富美
伊藤　富司
○広報部
▽安東　誠　三浦清三郎
阿部　三郎

名簿は「いろは」順で▽印は部長となっている。

～町の文化財等～
町民みんなで保護し新らしい生活に役だてよう

本町には先住民や祖先の残してくれた数々の文化財、史跡、遺跡、天然記念物、民族芸能などがあり、最近又「岩野山古墳群」の発掘から、雀館北側の「古井戸」等の発見によって、町の歴史に書き加えられようとしている。こうしたときに当り、偶然にしても発掘、発見された際の処置を中心に、関係町民の理解と協力を望んでいる。

今までの発掘、発見の例として前述の「岩野山古墳群」の場合は町の営農指導の一つとして上樋口檜沢一帯をりんご畑にすべく苗木の殖栽作業中に発見されたものであり、雀館北側の「古井戸」は、土地改良事業の進行によって発見されたものであるが、それらが関係機関である教育委員会（中央公民館担当）でわかったのは、相当月日のすぎた後であったので発掘、発見者の関心、理解がなければ出土品はもとより、現場も著しく変っていて、その価値が失われている場合すらあるので、文化財保護法（後述）にもあるように直ちに関係機関（町の教育委員会、中央公民館、警察署、駐在所）へ連絡をとって、関係者立合いのもとに、その処置を構ずべきであり、こうしたことがらに深い関心と理解協力がなければ、折角の貴重な資料もだいなしになり、又ことによっては文化財保護法違反で問われたり、罪せられることもあるので充分に注意し、関係機関と協議の上進めるよう重ねてお願いしたい。

今、町の文化財等の保護関係機関である教育委員会（担当者＝中央公民館）では、文化財や史跡、遺跡、天然記念物、民族芸能、民族資料などを保護、保存するため、その対策を構ずる「専門委員会」と自主的に協力援助する「協会」の結成を図り完全な計画と実践活動を通じて貴重な資料を今後の新らしい生活に役だてるために活用することを考え、その結成、発足の基本的な構想をねっている。

最後に「文化財保護法」の中で特に関係の深い条文について次に掲げるので町民各位の理解と協力を願いたいものである。

▼文化財保護法の中から

一、何人も埋蔵文化財を発掘しようとする際には、届出を必要とし、又工事等によって周知の埋蔵文化財の包蔵地を発掘しようとする際も同様な届出を必要とされている。

二、偶然に遺跡や遺構を発見した場合にも、現状を変更せずに土地の所有者又は占有者から届出ることになっている。

三、発見された「出土品」については遺失物法と関連させ記録物等によって、そのものの所有者の判明しない場合は、国庫に帰属することになっている。

四、発掘或いは偶然発見した埋蔵文化財は、埋蔵物としてこれを警察官署に差し出すことになっている。

五、埋蔵物として物件の差出を受けた場合、その物件の所有者が知れないときは、警察署長は遺失物法第一条第二項の規定により公告をする（ちなみに、所有者の出ることは通常の考古資料たる埋蔵文化財に関しては、殆んど皆無であるとされている）

六、発見された埋蔵文化財は、一応国庫に帰属することになるのであるが、認可によって県、或いは市町村教育委員会でそれぞれの手続きをへて保管々理することが出来る。

以上要約して述べた通り埋蔵文化財は、町の教育委員会と警察署、それに県教委をへて県の（文化財保護委員会）にはかり、ものによって文部省をへて、国の文化財保護委員会へと手続きをして、その処置を構ずるものであるので、かゝることに類似したことのあった場合、直ちにご連絡下さるよう切にお願いしたいものである。

第3回「全町体育祭」
有意義な開催要項案決る
7月22日　於第一中

1、主旨
健康、明朗、親切を県民運動の合いことばにしているように全町民こぞって県民運動を進め、スポーツの生活化をはかると共に一堂に集い協調性を土台にして輝やかしい町の発展を期そうとするものである

2、主催　五城目町　同教育委員会
3、主管　五城目町中央公民館
4、協賛　五城目町体育協会、同体育指導委員会
5、後援　各町内部落会
6、期日　7月22日（日）雨天次週29日
7．時間　午前9時30分迄集合、9時45分入場行進、10時開会式
8、会場　第一中学校グランド
9、参加資格　町民どなたでも多数の参加を期待している。ただし選手は居住している町内、部落からの出場でなければいけない。なお30戸に満たないところは隣接する町内、部落と合同することもできる。
10、選手申込期限、宛先
選手等の出場申込みは7月7日（土）正午までとする。申込み先は五城目町下町五城目町中央公民館宛
11、その他
(1)整列＝選手及び町内、部落民全員、プラカードを先頭に9時40分まで控所前へ整列完了すること。
(2)入場行進＝先導者に続き国旗、町旗、役員団、前年度優勝チーム（高千部落）各町内、部落の選手、応援団の順にブラスバンドの行進曲によってグランドを一周するもの。
(3)競技種目については各町内、部落会長の方へ書面で連絡をする。
(4)採点は殆んど6点の逆点とし6位まで入賞とする
(5)マスゲームは小、中学校のブラバンと鼓笛隊の演奏パレードを予定している他に、婦人、若妻、青年会員などによる民謡踊り（今年(イ)新五城目音頭(ロ)日本よいとこ(ハ)ドンパン節）等を行なう計画でいる。
(6)マスゲーム（民謡踊りの場合）の服装は規定しないが出来ればお持ちの「ゆかた」なら結構ですが体育祭に参加した服装でもよい。従って新調するとか特殊な服装は固くやめていただきたい。
(7)マスゲームの練習会は、別に日程を定め婦人、若妻、青年会に連絡の上改めて実施する。
(8)各チームのプラカードは主催側において準備しておく予定である。
(9)選手の年令は都合によって数え年とするので、各町内、部落会の代表者において違いのないよう全責任を負っていただきたい。
(10)各町内、部落会（つまりチーム）では選手名はもとより主催者側の要項に従って連絡係、繰り出し係各1名も選出していただきたい。
(11)全町体育祭の詳細についての問い合せは中央公民館（電話414番）へ問い合せ乞う。

○なお「町広報」の発行日と紙面の都合で概要のみお伝えするので後日決定された「要項」を各町内、部落会にお届けするので、その際多少の変更あり得ることを承知願いたい。

五城目新生活推進委員会
結成集会開催

自発的な住民運動として新しい町づくりへの積極的参加と現代産業人として豊かな生活を確立するため、去る五月二十九日午後一時三十分から中央公民館にて代表者が参加して新生活推進委員会の結成集会を開催し発足した。

当日は五城目公民館視察のため来館中の県教育庁中央出張所の六名の先生も臨席され、御指導下された。次に当日のことをお知らせします。

まず新生活推進委員会の性格と活動目標について説明する。規約事業等決定、会長花司正、副会長藤田一郎、築地富美、常任委員十二名を選任して結成を終了した。結成のあと五城目第一中学校長小玉康一朗先生、県教育庁中央出張所社教主事浅利三郎先生の講義をきき、映画観賞をして実に有意義に終了することができた。

今回五城目地区結成により全地区に委員会が出来た。近く五城目町新生活協議会を結成して真の住民運動組織として推進をはかるよう、準備をしております。町民の皆さんより一層の御協力をおねがいします。

（結成集会で第一中小玉校長の講義）